

令和6年度弘前市障がい者雇用奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、障がい者の雇用の促進及び生活の安定を図るため、障がい者を雇用する事業者に対し、令和6年度及び令和7年度予算の範囲内において弘前市障がい者雇用奨励金(以下「奨励金」という。)を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則(平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第110条第2項第1号イの(2)から(4)までに掲げる求職者及び同条第10項第1号イに掲げる求職者である発達障害者又は難治性疾患を有するもので、奨励金の交付の対象となる期間(以下「交付対象期間」という。)の始期において市内に住所を有する者をいう。
- (2) 重度障がい者 障がい者のうち、雇用保険法施行規則第110条第6項各号に掲げるいずれかの者をいう。

(交付対象事業者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者は、雇用保険法施行規則第110条の規定による特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース及び発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コースに限る。以下「国助成金」という。)の支給の対象となる期間が令和6年3月30日までに満了する場合において、その満了した日(以下「国助成金の支給満了日」という。)後も当該障がい者を引き続き雇用するもの(以下「交付対象事業者」という。)とする。

(交付対象期間)

第4条 交付対象期間は、国助成金の支給満了日の翌日から起算して12か月とし、最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期とする。

- 2 前項の場合においては、交付対象期間の初日を起算日とした場合に、月における当該起算日に応答する日から翌月における当該起算日に応答する日の前日までの期間(応答する日がない場合は市長が認めた期間)を1か月とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第1期中途において、交付対象障がい者が市外に転出し、若しくは退職し、又は解雇された場合は、当該転出し、若しくは退職し、又は解雇された日の属する月の前月(転出した日の属する月において過半を占める日数市内に居住したとき又は退職し、若しくは解雇された日の属する月において過半を占める日数に職したときは、その月)までを交付対象期間とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、第2期中途において、当該交付対象障がい者が市外に

転出し、若しくは退職し、又は解雇された場合は、当該転出し、若しくは退職し、又は解雇された日の属する月の前月（転出した日の属する月において過半を占める日数市内に居住したとき又は退職し、若しくは解雇された日の属する月において過半を占める日数在職したときは、その月）までを交付対象期間とし、最初の6か月を第1期、残りの交付対象期間を第2期とする。

（奨励金の額）

第5条 1か月当たりの奨励金の額は、次の各号に掲げる障がい者の区分に応じ、当該各号に定める額又は奨励金の交付の対象となる障がい者（以下「交付対象障がい者」という。）に交付対象事業者が支払った賃金の月額のうちいずれか少ない額とする。

(1) 市内事業所に勤務する重度障がい者 1人当たり24,000円

(2) 市外事業所に勤務する重度障がい者 1人当たり20,000円

(3) 前2号に掲げる障がい者以外の市内事業所に勤務する障がい者 1人当たり12,000円

(4) 前3号に掲げる障がい者以外の障がい者 1人当たり8,000円

2 前項各号の区分について、交付対象障がい者が、月の中途において市内事業所から市外事業所に、又は市外事業所から市内事業所に転勤した場合は、当該月においては、16日以上在職した事業所をもって、当該区分に該当させるものとする。

（交付申請）

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和6年度弘前市障がい者雇用奨励金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）とする。

2 交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 国助成金の支給決定通知書の写し

(2) 交付対象障がい者に係る労働者名簿の写し

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 交付申請書の提出期限は、国助成金の支給満了日の翌日から起算して6か月以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

（交付の条件）

第7条 奨励金の交付の決定を受けた場合における規則第5条の規定により付された条件として、交付対象事業者は、第1期又は第2期の中途において、交付対象障がい者が転勤し、又は市外に転出し、若しくは退職し、若しくは解雇されたときは、速やかに令和6年度弘前市障がい者雇用奨励金変更（廃止）報告書（様式第2号）により市長に報告してその承認を受けるものとする。

（交付決定）

第8条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和6年度弘前市障がい者雇用奨励金交付決定通知書（様式第3号）とする。

（実績報告）

第9条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和6年度弘前市障がい者雇用奨励金雇用完了（廃止）実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）とする。

2 実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。ただし、第7条の規定により奨励金の廃止の報告をしたときは、添付する書類は不要とする。

- (1) 国助成金の支給決定通知書の写し
- (2) 交付対象障がい者に係る賃金台帳の写し
- (3) 交付対象障がい者の勤務日数を証明する書類

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 実績報告書の提出期限は、交付対象期間の各期の末日（第7条の規定により奨励金の廃止の報告をしたときは、当該報告をした日）の翌日から起算して30日以内とする。

（奨励金の額の確定通知）

第10条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和6年度弘前市障がい者雇用奨励金交付額確定通知書（様式第5号）とする。

（奨励金の請求等）

第11条 奨励金の請求は、令和6年度弘前市障がい者雇用奨励金請求書（様式第6号）を市長に提出して行うものとする。

2 奨励金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

（書類の保管）

第12条 交付対象事業者は、交付対象障がい者の雇用の実績を証する書類を、令和12年3月31日まで保管しなければならない。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年度に交付決定する奨励金について適用する。